

社会福祉法人愛理会 評議員・役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛理会（以下「本会」という。）の定款に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者を言う。
- (2) 役員とは、定款第一五条による理事及び監事を言う。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職員と兼職する役員には支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は別表2の通りとする。ただし本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には、支給しない。

- (1) 報酬は別表2に定める一人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 通勤手当の額は職員旅費規定による。
- (3) 退職金の支給については、評議員会が必要があると認めたときは、支給する。金額は別表2の通りとする。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職員と兼職する役員と本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号の規定する報酬、費用等は、現金をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、評議員、役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときには、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年6月19日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬(一人あたり・税別)

役職	報酬日額	退職手当(在任 4年未満)	退職手当 (在任4年以上 10年未満)	退職手当(在任 10年以上)	年度限度額
評議員	10,000円	10,000円	30,000円	50,000円	100,000円

別表2 常勤役員の報酬(一人あたり・税別)

役職	報酬月額	退職手当(在任 4年未満)	退職手当 (在任4年以上 10年未満)	退職手当(在任 10年以上)	年度限度額
理事	200,000円	200,000円	300,000円	400,000円	3,000,000円

別表3 非常勤役員の報酬(一人あたり・税別)

役職	報酬日額	退職手当(在任 4年未満)	退職手当 (在任4年以上 10年未満)	退職手当(在任 10年以上)	年度限度額
理事	10,000円	10,000円	30,000円	50,000円	1,000,000円
監事	10,000円	10,000円	30,000円	50,000円	1,000,000円
監事	監事監査 のみ 30,000円				